

うたとかたりの対人援助学

第23回「ユニバーサルデザインとしての うたとかたり」

鵜野 祐介

1. 私にとっての対人援助学

対人援助学会のHPには次のように記されている。「対人援助学（Science for Human Services）とは、これまでの学問領域を超えて、広く『人を助ける』という実践的行為について、その作業を当事者の決定を軸に過不足なく行うための方法を考える新しい領域です」。分かるような、分からないような定義だ。

大学院生だった1980年代後半以来、子どもの遊びや口承文芸（口伝えのうたやかたり）の調査研究を行ってきたが、これを「対人援助学」という観点から考えてみるという発想は、2013年4月に立命館大学に赴任し、「対人援助学の創造」をポリシーとして掲げる大学院応用人間科学研究科の配属となるまで、私の中に全くなかった。

「対人援助」という言葉は「^{えいせ}似非ヒューマンズム」や「偽善」などのマイナスイメージとも結びつきかねない、なかなか厄介な言葉だ。また、2013年4月と言えば、東日本大震災の2年後であり、被災地支援、復興支援といった「支援」が一種の流行語になっていた頃である。時流に乗らないことをモットーとしてきた私にとって、時流に乗ることそのものとも思える「対人援助学の創造」にどう関わっていくべきか、見通しの立たないままの出発だった。

しかし、文学研究科に移るまでの3年間にこの研究科で出会った院生たちとの対話や交流の中で、私にとっての対人援助学のイメージが具体化していった。看護師、介護士、学校教師、スクールカウンセラー、僧侶……、様々な「対人援助」の現場体験を持つ院生た

ちがいた。そして、彼ら／彼女たちがうたやかたりに何らかの力があると実感していた。それは何だろうと一緒に考えていくことになった。

また、大学時代の同級生・村本邦子さんがこの研究科で教えており、東日本・家族応援プロジェクトのリーダーとして活動していることを知り、これに参加して毎年秋に現地へ足を運び、うたやかたりの活動をしていったことも大きかった。

今、私が考えている「うたとかたりの対人援助学」を一言でいえば、うたやかたりによって、人と人のところがつながるという現象を、できるかぎりその現場に立ち会って確認し、そのメカニズム（仕組み）を解明しようとするのである。では、人と人のところがつながることを容易にするための条件とは何だろうか。この時、思い浮かぶのが「ユニバーサルデザイン」という発想である。

2. ユニバーサルデザインとは何か

「ユニバーサルデザイン[略号UD]」という言葉は、アメリカの建築家で、ポリオによる障がいのため酸素ボンベを携帯し車椅子生活を送っていたロナルド・メイス氏によって、1974年にはじめて提唱されたとされる（¹ばばこういち他『UD革命 思いやりの復権』リベルタ出版2008年72頁）。

停電、災害、怪我などによって、誰もが障がいを持つ状況に陥る可能性はある。したがって製品や建物や空間のデザインをする場合にはあらかじめ障がいを持つ状況を想定しながら利用しやすいデザイン、「ユ

「ユニバーサルなデザイン」を行うよう心がけるべきだ、こうメイス氏は提言した。

それまで用いられていた「バリアフリー」という言葉が、モノや建物が持っていたバリアをなくすために、既成のモノや設備の一部を障がい者や高齢者のために改良するという考え方を表すのに対して、高齢者も子どもも障がい者も、できるだけ多くの人びとが使えるようにあらかじめ想定してデザインするという考え方が、「ユニバーサルデザイン」である。

メイス氏が発表した「UD七原則」、①公平性…誰もが公平に利用できる、②自由度…使ううえで柔軟性に富む、③単純性…簡単に直感的に利用できる、④情報理解性…必要な情報が簡単に理解できる、⑤安全性…単純なミスが危険につながらない、⑥省体力性…身体的な負担が少ない、⑦空間確保性…接近して使える寸法や空間になっている、これらは世界中のさまざまな企業や組織に規定されたUD原則の下敷きになっているという（同 74 頁）。

日本におけるUDは、1990年代の半ば、当時の三重県知事・北川正恭氏によって、県民の参加と相互の対話を旨とする「デモクラシー」の核心となる思想として紹介され、その後、改革派の自治体や新たな市場創出を目標とする企業の間で急速に広がったとされる（同 9 - 11 頁）。ばばこういち氏は、北川氏の考えに依拠しつつ、UDを単なるデザインの方法論としてではなく、「対話と参加」「相手の立場で考える」「思いやり」「損を担う」「協調」といった理念を内包する「思想」として捉えるべきだと提案する。ばば氏に倣い、この小文でも、年齢・性・障がいの有無・民族や国籍などによる違いを超えて通用する「ユニバーサル（普遍的）」なデザインを考案し普及させようとする発想そのものが、人びとの生き方を変え、心豊かな社会を築いていくという、「思想としてのUD」の立場から、うたやかたりについて考えてみたい。

3. UD七原則からみた子どものうたとかたり

ユニバーサルデザインという観点から眺めてみると、子どものうたには、前節で紹介したメイス氏のUD七原則がよくあてはまることが分る。①公平性…子どもも大人も公平に利用できる。②自由度…気分や状

況に応じて、どんなふうに歌っても構わない。柔軟性に富んでいる。③単純性…メロディも歌詞も比較的単純なので、誰でも簡単に歌うことができる。④情報理解性…子どもでも意味が分る言葉が用いられているため、その内容を理解しやすい（但し、もっと深い別の意味が隠されている場合もある）。⑤安全性…たとえ暴力的な恐ろしい内容が歌われていても、歌い手や聞き手の身は安全である。⑥省体力性…うたを歌うことも聞くことも、本人が体力の消耗、つまり体を動かして歌ったり聞いたりすることを望まなければ、身体的な負担は少なくてできる。⑦空間確保性…歌い手と聞き手の間の距離は、すぐそばでも少し離れていても構わない。

また、この七原則は、子どもたちに向けて語られる、昔話をはじめとするおはなしにもあてはまると言っていだろう。絵本や紙芝居、テレビやビデオ、タブレット端末のような、伝達の媒体となるハードウェア（道具）は必要ない。声（身体）さえあればいいのである（ろう者にとっては手話が「声」となる）。

2007年に「日本語り手の会」の招きで来日し、全国各地で語りのコンサートを行った英国スコットランドのストーリーテラー、デイビッド・キャンベル氏は、コンサートの最初に次のような「なぞなぞ」を出していた。「これは決してこわれたりすりへったりしません／なくなってしまうこともありません／自分でずっと持つておくこともできるし／誰かにあげることもできるけど／誰かにあげた後もまだ持つていられます／人にあげればあげるほど／もっといいものになっていき／人にあげなければ何の意味もないもの、なあんだ？」。答えは「おはなし（ストーリー）」。

こうして、子どものうたやおはなし（かたり）は、UDとしての必要条件を満たしていると言えるが、それだけでは十分ではない。つまり、便利さや使いやすさだけではその商品や施設を進んで使おうとする人はいないのと同様に、内容が理解できるというだけでは誰も見向きもしないであろう。進んで「歌いたい」「聴きたい」と思わせる魅力が、そのうたやかたりの中身として詰まっていることが求められる。

見方を変えれば、うたやかたりの行われる状況、聞き手の年齢や健康の状態、季節や時間帯、人数などに

よって、その状況にふさわしいたやかたりが選ば
るべきであるということであり、実際そのように行
われてきた。つまり、「子どものうたやかたりがユニ
バーサルデザインを備えている」とは、ある特定のう
たやかたりが、誰にもいつでもどこでも喜んで受け入
れるという意味ではなく、一期一会のその場にふさ
わしいたやかたりが、歌い手／語り手と聞き手の共
同作業によって発見され、再創造されるという意味
だと理解されるべきだろう。

4. 言^{こと}霊^{たま}と歌^{うた}霊^{たま}

今日の日本において、「おはなし会」や「昔話を語
る会」といえば、もっぱら子ども向けのもの、せい
ぜい観光客の大人たちを対象とするもののように思
われているが、つい数十年前まではそうではなかつ
た。出産の前後、産婦や新生児に産婆が語って聞か
せるおはなしや、通夜の席で夜通し語られるおはな
しもあった（野村敬子『語りの廻廊 聴き耳の五十年』
瑞木書房 2008年 216-217頁）。

また戦国時代には、合戦前夜、武将や兵士たち
におはなしを聞かせる「御^{おとぎ}伽^か衆」と呼ばれる人
びとがいたことが知られている。つまり、「おはなし
（かたり）」とは決して子どものためだけのものでは
なかつたのであり、人生の大きな節目、いのちにか
かわる大切な局面において体験されるものだった
のである。それはおそらく、言葉にたましいが宿
っており、おはなしを語る人のたましいが、言葉
のたましいにのり移り、聞く人のたましいに呼
びかけ、想いが届けられるという、「言^{こと}霊^{たま}」の
観念に基づく「魂^{たま}呼び」のかたりとして伝承
された習俗であるに違いない。

「うた」もまた、誕生・結婚・死（葬礼）など、
人生の重要な局面において演じられてきた。例え
ば、酒井正子氏が長年にわたって調査してこられ
た奄美・沖縄の「哭きうた文化」はその典型例であ
らう。与那国島では子守唄とよく似たメロディで
唄い唄が歌われたという（酒井正子『奄美・沖
縄 哭きうたの民族誌』小学館 2005年 204頁）。
子守唄は、あちらの世界（冥界）からこちら
の世界（顕界）へ来たばかりの新生児のたま
しいや、死ぬほどの痛みを経験した産婦の
たましいに向けて歌われる。一方、唄い唄は
顕界から

冥界へ移ったばかりのたましいに向けて歌
われる唄であって、二つの世界の〈あ
わい〉にあるたましいに対して呼びかけ
る唄と言う意味で両者は共通する。

そしてここには、歌い手のたましいが、
うたのたましいにのり移って、聞き手の
たましいに呼びかけるといった考えが
見られる。このような「うたのたましい」
を小島美子氏は「歌^{うた}霊^{たま}」と呼んだ。
「どうやら歌には何か力があると私
たちは感じている。その力を私は歌
霊と名づけてみたい。日本では古く
から言霊ということばがあってその
存在が信じられてきた。しかしその
言霊も歌う形になったとき、より
大きな効果が発揮されることも事
実であろう」（小島美子『音楽から
みた日本人』NHK出版 1997年、
25頁）。

ところで注目すべきは、「言^{こと}霊^{たま}」や「歌^{うた}霊^{たま}」
が宿る器となるのが「声」であるとい
う点だろう。体の中から発せられる
息によって生まれる「声」の持つ
力が、うたやおはなしに、たましい
やいのちを宿らせる。その理由に
ついて、竹内敏晴氏は次のように述
べている。

「イキ（息）は生きると同根のことばだ。同じよ
うに、息と『生き』が同じことばである民
族は世界に数多い。ヤマトコトバのイ
ノチの『イ』は息、『チ』は勢いのこ
とだから、息を吐く力、ひいては、話
すことばに力が、勢いがなくなるとい
うことは、生命の力の衰えを意味す
るのだ」（竹内敏晴『声が生まれる
聞く力・話す力』中公新書 2007年、
26頁）。

こうして、声の文化としてとらえ直す
ことによって、うたやかたりは、高
齢者も子どもも、障がいや心身の病
を抱えた人も含めた、あらゆる人び
とに「生きる力」を与える「ユニ
バーサルデザインを備えた文化」と
して位置づけられるのである。

5. 父への詫^{わが}ひ状

ところで、私がうたやかたりを、UD
を備えた無形文化財として捉え直す
に至ったきっかけは、2011年に亡
くなった父のことだった。生まれ育
った田舎町で長年小学校教師を務
めた父は、定年後間もない65歳
の時に脳梗塞に倒れた。幸い一命
は取り留めたものの、右半身マヒ
と重い言語障害が残った。容体が
安定すると、早速、父は言語機能
回復訓練に取り組んだ。

今から30年程前の当時、読み書き
能力の回復訓練

のための特別なテキストはなかった。父は小学校一年の国語教科書を最初から音読し、左手でノートに書き取る作業を始めた。どういういきさつで小学一年生の教科書を用いることになったのか、今ではよく覚えていないが、おそらく父の発病後、英国での留学生生活を中断して母と共に付き添っていた私が、元小学校教師の父に相応しい教材と見つめたことではなかったろうか。

父は一生懸命にリハビリに取り組んだ。左手で鉛筆を握って、大きなマス目のノートに、一年生の国語の文章を写し取りながら、私や母がこれを読み上げる後に続けて音読する。この単純作業に根気強く取り組む父の姿勢には、本当に頭の下がる思いだった。

けれどもやがて、「ああっ」とため息をつき、鉛筆を放り出すようになった。そして、目に見える回復が実感できなくなったせい、ため息をつく頻度はだんだん多くなっていき、半年が経った頃にはもう、教科書に向かうことはなくなった。以来、脳梗塞の再発によって亡くなるまでの20年間、父の読み書き能力はほとんど回復せず仕舞だった。但し、父の読み書き能力が回復しなかったことと、リハビリ教材として小学一年生の教科書を使ったこととを関連付けるといふ発想は、私の中には一切なかった。

ところが、最初に述べたように、2013年4月に「対人援助学の創造」をポリシーとして掲げる応用人間科学研究科の配属となり、昔話の人間形成論的な意味や対人援助学的な機能について考えようとする「人間形成学特論」という科目を担当した際、最初の年の受講生の一人（元小学校教師の60代男性）が、初回授業の自己紹介で「ユニバーサルデザインについて研究したい」と発言されたのを聞いて、父のリハビリ失敗のことが蘇ってきたのである。

もしも自分が父の立場だったらどうだろう。小学一年生用の文章を繰り返し音読しノートに書きつける作業は、最初のうちこそ、子どもの頃や教師時代を懐かしみながらできるかもしれないが、すぐにそんな気持ちちは吹き飛んでしまうのではないか。おそらく、大人が声に出して読んでも、また書き写しても味わい深いような内容ではなかっただろうから。

あの時、童謡集や子どもにも大人にも味わえるよう

に再話された昔話集を使っていたら、もっと楽しく作業に取り組めたはずだ。父が倒れた時、私はすでに口承文芸（うたやかたりの文芸）の調査研究を手掛けていたにもかかわらず、このことに思い至らなかった。それに対する自責の念が、亡き父への詫言状としてこの小文を綴らせることになった気がしている。

6. 家族で歌った小学校校歌

最後に、父と口承文芸にまつわるもう一つのエピソードを書き添えておく。言葉を書いたり読んだりする能力はほとんど回復しなかった父であったが、うたを歌うことはできた。中でも父が一番しっかりとした声で歌えたのは、父が小学生として、また教師として、足かけ20年近く通った地元の水田小学校の校歌だった。「**桜よ春は向山 夏は螢の水田川 紅葉の秋をよもやまに 冬は吹雪でふりうすむ**」。

ちなみに、母もこの小学校で教師として6年間を過ごし、2人の姉や私もやはり6年間同じ校歌を歌ってきた。父が病に倒れた後、家族が集まった時にふとこの校歌を歌った。すると普段はおうむ返し言葉以外にはほとんど話せない父が、スラスラと歌えたのである。本当に驚き、皆で喜んだ。「うたの力」を実感した瞬間だった。

子どもの頃に繰り返し歌い、語り、聴いた、うたやかたりという「声の文化」は、生涯にわたってその人を励まし、慰め、癒してくれる力を持っている。そしてまた「声の文化」は、年齢の違いや国籍・民族の違い、障がいや病気の有無を超えて、あらゆる人びとの心に届く力を持っている。ユニバーサルデザインとしての機能を備えたうたやかたりの可能性をもっともっと広げていくために、これからもさまざまな職種や分野の人たちと手を携えて、少しずつでも前に進んでいきたい。そう期している。

（*本稿は、2014年7月刊行の『子どもの文化2014年7+8月号』（子どもの文化研究所）所収の拙稿「ユニバーサルデザインとしてのうた・語り」に大幅な加筆修正を行ったものである。なお、近年「インクルーシブデザイン」という言葉も用いられるようになったことを断っておく。）